## 協議第21号

## 特別職の身分の取扱いについて(協定項目10)

大平町・岩舟町・藤岡町3町合併後の新市における特別職の身分の取扱いについて、別紙資料に基づき協議に付する。

平成15年12月24日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会 会 長 鈴 木 俊 美

## 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	1 0	特別職の身分の取扱い	関係項目	
	1	特別職の職員については、その設置・人数・任期	]について、法令等の定める	ところに従い調整する。
	2	3 町に設置されていて、新市において引き続き設	<sub>と</sub> 置する必要のあるものは原	則として再編し、1町又は2町にのみ設置されて
調整の内容		いるものは、必要に応じて新市において設置する	00	
	3	報酬については、同規模自治体を参考に調整する	00	
	4	新市の職務執行者については、3町の長が別に協	諸議し定めるものとする。	

## 現況

大平町	岩舟町	藤岡町	具体的な調整方針
1. 常勤の特別職			
・任期 4年	・任期 4年	・任期 4年	・常勤の特別職として、市
・給料	・給料	・給料	長、助役、収入役及び教
町長 (月)798,000円	町長 (月)758,000円	町長 (月)788,000円	育長を置き、設置及び任
( 770,000円)	( 735,260 円)	( 748,000 円)	期等は法令の定めるとこ
助役 (月)645,000円	助役 (月)606,000円	助役 (月)640,000円	ろによる。
(620,000円)	( 587,820 円)	( 608,000 円)	・報酬については、同規模
収入役 (月)613,000円	収入役 (月)582,000円	収入役 (月)613,000円	自治体を参考に合併時ま
( 590,000円)	( 564,540 円)	( 582,000 円)	でに調整する。
教育長 (月)595,000円	教育長 (月)548,000円	教育長 (月)581,000 円	
( 580,000円)	( 531,560 円)	( 551,000 円)	
平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31			
日まで	日まで	日まで	
2.議会議員			
・任期 4年	・任期 4年	・任期 4年	・議会議員の定数及び任期
• 報酬	• 報酬	• <b>幸 昼 看 看 看 看 看 看 看 看 看 看</b>	については、協定項目6
議長 (月)362,000円	議長 (月)333,000円	議長 (月)360,000円	「議会の議員の定数及び
( 351,000 円)		( 342,000 円)	任期の取扱い」の協議結
副議長 (月)299,000円	副議長 (月)263,000円	副議長 (月)288,000円	果による。
( 290,000円)		( 273,000 円)	・報酬については、同規模
議員 (月)274,000円	議員 (月)243,000円	議員 (月)261,000円	自治体を参考に合併時ま
( 265,000 円)		( 247,000 円)	でに調整する。
平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31		平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31	
日まで		日まで	

3.行政委員会			
教育委員会 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (年)360,000 職務代理者 (年)310,000 委員 (年)270,000	円 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, , ,	・行政委員会の委員数、任 期等については、各法令 の定めるところによる。 ・報酬については、同規模 自治体を参考に合併時ま でに調整する。
選挙管理委員会 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (年)206,000 委員 (年)171,000		, , ,	
監査委員 ・任期 識見選出 4年 議会選出 議員の任算 ・報酬 識見選出 (年)230,000 議会選出 (年)190,000	・報酬 円 識見選出 (年)197,000円	` '	
農業委員会 ・任期 3年 ・報酬 会長 (年)365,000 職務代理者 (年)315,000 委員 (年)270,000	円 職務代理者 (年)316,500円	農業委員会 ・任期 3年 ・報酬 会長 (年)456,000円 職務代理者 (年)408,000円 委員 (年)360,000円	・農業委員会の選挙による 委員の定数及び任期につ いては、協定項目 7「農業 委員会の委員の定数及び 任期の取扱い」の協議結 果による。
固定資産評価審査委員会 ・任期 3年 ・報酬 委員 (日)8,000 P	固定資産評価審査委員会 ・任期 3年 ・報酬 委員長 (日)11,000円 委員 (日) 9,000円	固定資産評価審査委員会 ・任期 3年 ・報酬 委員 (日)9,500円	

4.附属機関等(審議会・委員会・協議会	等)		
特別職報酬等審議会委員	特別職報酬等審議会委員	特別職報酬等審議会委員	・審議会、委員会、協議会
・定数 5人	・定数 5人	・定数 5人	等の附属機関等について
・任期 調査審議終了後解任	・任期 調査審議終了後解任	・任期 調査審議終了後解任	は、3町で設置されてい
・報酬 (日)8,000円	・報酬 (日)11,000円	・報酬 (日)9,500円	て、新市において引き続
			き必要のあるものは、原
八及《中华僧笠初宁禾县人	小教《中详偿签初宁系具人	八双纵中计傅笠韧宁系是人	則として再編する。1 町又
公務災害補償等認定委員会	公務災害補償等認定委員会	公務災害補償等認定委員会	は2町で設置されている
・定数 5人 ・任期 3年	・定数 5人 ・任期 3年	・定数 5人 ・任期 3年	ものは、必要に応じて新
	・任期 3 年 ・報酬 会長 (日)11,000円		市において設置する。
・報酬 (日)7,500円	1	・報酬 (日)9,500円	・報酬については、同規模
	委員 (日) 9,000円		自治体を参考に調整す
┃ ┃ 公務災害補償等審査会	│ │ 公務災害補償等審査会	公務災害補償等審査会	る。
・定数 3人	・定数 3人	・定数 3人	
· 任期 3年	・任期 3年	·任期 3年	
・報酬 (日)7,500円	・報酬 会長 (日)11,000円	・報酬 (日)9,500円	
TXA// ( ) / 1,000   1	委員 (日) 9,000円	TXB/II ( LI ) 0,000 ( )	
	1 2 (17 0,000 13		
大平町情報公開審査会	岩舟町情報公開審査会	藤岡町情報公開審査会	
・定数 5人	・定数 5人	· 定数 5 人	
・任期 2年	・任期 2年	・任期 2年	
・報酬 (日)8,000円	・報酬 会長 (日)11,000円	・報酬 (日)9,500円	
, , ,	委員 (日) 9,000円		
大平町個人情報保護審査会	/ 1145 年 42 日制宝 1146 年 4 日 4 日佐仁	藤岡町個人情報保護審査会	
・定数 5人	(H15年12月制定、H16年4月1日施行 予定)	・定数 5人	
・任期 2年	7 年 )	・任期 2年	
・報酬 (日)8,000円		・報酬 (日)9,500 円	
大平町表彰審査会	岩舟町表彰審査委員会	藤岡町表彰審査会	
・定数 7人	・定数 6人	・定数 5人	
・任期 在職期間	・任期 在職期間	・任期 在職期間	
・報酬 (日)7,500円	・ 報酬 -	・報酬 (日)9,500円	

大平町名誉町民選考委員会	岩舟町名誉町民選考委員会	藤岡町名誉町民選考委員会
・定数 5人	・定数 6人	・定数 5人
・任期 選考終了後解任	・任期 選考終了後解任	・任期 選考終了後解任
・報酬 -	・報酬 -	・報酬 (日)9,500円
大平町防災会議	岩舟町防災会議	藤岡町防災会議
・定数 40 人	・定数 32 人	・定数 34 人(27 人)
・任期 2 年	・任期 2 年	・任期 2 年
・報酬 -	・報酬 -	・報酬 (日)9,500 円
大平町水防協議会 ・定数 26 人 ・任期 2 年 ・報酬 -	岩舟町水防協議会 ・定数 15 人 ・任期 在職期間 ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円	藤岡町水防協議会 ・定数 - ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円
大平町交通安全対策会議	岩舟町交通安全対策会議	藤岡町交通安全対策会議
・定数 5人	・定数 5人	・定数 8人
・任期 在職期間	・任期 在職期間	・任期 在職期間
・報酬 -	・報酬 -	・報酬 (日)9,500円
大平町消防賞じゅつ金等審査委員会	岩舟町消防賞じゅつ金等審査委員会	藤岡町消防賞じゅつ金等審査委員会
・定数 適宜	・定数 適宜	・定数 適宜
・任期 在職期間	・任期 在職期間	・任期 在職期間
・報酬 -	・報酬 -	・報酬 -
大平町行政改革推進委員会	岩舟町行政改革推進委員会	藤岡町行政改革推進懇談会
・定数 15 人	・定数 10 人	・定数 10 人
・任期 -	・任期 -	・任期 -
・報酬 (日)7,500 円	・報酬 -	・報酬 (日)9,500円

大平町環境審議会 ・定数 18 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)8,000 円	岩舟町環境審議会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 会長 (日)11,000 円 委員 (日) 9,000 円	藤岡町環境審議会 ・定数 13 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500 円
大平町営住宅入居者選衡委員会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)7,500円		藤岡町営住宅入居者選考委員会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500円
大平町民生委員推薦会 ・定数 7人 ・任期 3年 ・報酬 (日)7,500円	岩舟町民生委員推薦会 ・定数 14 人 ・任期 3 年 ・報酬 会長 11,000 円 委員 9,000 円	藤岡町民生委員推薦会 ・定数 14 人 ・任期 3 年 ・報酬 (日)9,500 円
大平町社会福祉施策推進委員会 ・定数 27 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)7,500 円		
大平町地域ケア会議 ・定数 適宜 ・任期 - ・報酬 医師 (日)20,000円 委員 (日)7,500円	岩舟町地域ケア会議 ・定数 適宜 ・任期 - ・報酬 -	藤岡町地域ケア会議 ・定数 適宜 ・任期 在職期間 ・報酬 -
大平町健康福祉ゾーン運営委員会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)7,500 円		

大平町介護認定審査会 ・定数 12 人 ・任期 2 年 ・報酬 医師 (日)20,000 円 委員 (日)12,000 円	岩舟町介護認定審査会 ・定数 14 人 ・任期 2 年 ・報酬 医師 (日)20,000円 委員 (日)12,000円	藤岡町介護認定審査会 ・定数 13 人 ・任期 2 年 ・報酬 医師 (日)20,000円 委員 (日)12,000円	
	岩舟町介護保険運営協議会 ・定数 9人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円	藤岡町介護保険運営協議会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500 円	
大平町健康づくり推進協議会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)7,500円	岩舟町健康づくり推進協議会 ・定数 16 人 ・任期 2 年 ・報酬 会 長 (日)11,000円 副会長 (日)9,000円	藤岡町地域保健対策推進協議会 ・定数 17 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500 円	
大平町予防接種健康被害調査委員会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)7,500円	岩舟町予防接種健康被害調査委員会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 委員長 (日)11,000円 委 員 (日)9,000円	(15 年度設置予定)	
大平町児童館運営委員会 ・定数 9人 ・任期 2年 ・報酬 (年)19,000円			
大平町国民健康保険運営協議会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 会長 (年)48,000円 職務代理者 (年)45,000円 委員 (年)44,000円	岩舟町国民健康保険運営協議会 ・定数 12 人 ・任期 2 年 ・報酬 会長 (年)51,000円 委員 (年)41,500円	藤岡町国民健康保険運営協議会 ・定数 12 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年)43,000 円	

大平町農業振興地域促進協議会 ・定数 11 人 ・任期 - ・報酬 -	岩舟町農業振興地域整備促進協議会 ・定数 -人 ・任期 2年 ・報酬 -	藤岡町農業振興地域整備促進協議会 ・定数 - ・任期 2年 ・報酬 -
	岩舟町農村環境改善センター運営委員会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 -	
大平町都市計画審議会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)8,000 円	岩舟町都市計画審議会 ・定数 14 人 ・任期 4 年 ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円	藤岡町都市計画課審議会 ・定数 12 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500 円
		藤岡町総合開発促進協議会 ・定数 32 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500円
大平町公共下水道使用料等審議会 ・定数 12 人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日)8,000円	岩舟町公共下水道使用料等審議会 ・定数 12人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日)9,000円	公共下水道使用料等審議会 ・定数 12 人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 -
大平町公共料金審議会 ・定数 12 人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日)8,000円	岩舟町水道料金審議会 ・定数 20 人 ・任期 - ・報酬 会長 (日)11,000円 委員 (日) 9,000円	藤岡町水道料金審議会 ・定数 12 人 ・任期 随時 ・報酬 (日)9,500円

大平町同和対策審議会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)7,500 円	岩舟町同和対策審議会 ・定数 13 人 ・任期 2 年 ・報酬 -	藤岡町同和対策審議会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500 円
大平町人権教育啓発推進協議会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)7,500 円	岩舟町同和対策事業推進協議会 ・定数 18 人 ・任期 その都度 ・報酬 -	藤岡町同和対策推進協議会 ・定数 20 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500円
大平町人権教育啓発推進町民会議運営委員会 ・定数 30 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)7,500 円		
大平町人権教育啓発専門委員 ・定数 7人 ・任期 2年 ・報酬 (日)10,000円		藤岡町人権教育推進連絡会議
		・定数 15 人 ・任期 1 年 ・報酬 (日)5,000 円
大平町集会所運営委員会 ・定数 50 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年)22,000 円	下津原集会所運営委員会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 会長 (日)11,000 円 委員 (日) 9,000 円	藤岡町都賀集会所運営委員会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500 円
	西根南集会所運営委員会 ・定数 13 人 ・任期 2 年 ・報酬 会長 (日)11,000 円 委員 (日)9,000 円	藤岡町富吉集会所運営委員会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500円

大平町隣保館運営審議会 ・定数 13 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年)19,000 円		藤岡町隣保館運営審議会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500円	
大平町就学指導委員会 ・定数 22 人 ・任期 2 年 ・報酬 専門医師 (日)7,500円	岩舟町心身障害児就学指導委員会 ・定数 20 人 ・任期 2 年 ・報酬 委員長 (日)11,000 円 委 員 (日)9,000 円	藤岡町就学指導委員会 ・定数 17 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500円	
		藤岡町奨学資金資格選考委員会 ・定数 10 人 ・任期 - ・報酬 (日)9,500円	
大平町学校給食センター運営委員会 ・定数 18 人 ・任期 1 年 ・報酬 (日)7,500円		藤岡町学校給食センター運営委員会 ・定数 13人 ・任期 1年 ・報酬 (日)9,500円	
大平町立小・中学校学区審議会 ・定数 10 人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬			
大平町社会教育委員会 ・定数 20 人 ・任期 2 年 ・報酬 委員長 (年)52,000 円 委 員 (年)31,000 円	岩舟町社会教育委員会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 委員長 (日)11,000 円 職務代理 (日) 9,000 円	藤岡町社会教育委員会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 委員長 (年)47,000 円 委 員 (年)36,000 円	

大平町文化財保護審議会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年)23,000 円	岩舟町文化財保護審議会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 会 長 (日)11,000 円 副会長 (日) 9,000 円	藤岡町文化財保護審議会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円	
大平町生涯学習推進協議会 ・定数 20 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)7,500円			
大平町学校週 5 日制推進委員会 ・定数 17 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)5,000 円			
大平町スポーツ振興審議会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日)7,500円	岩舟町スポーツ振興審議会 ・定数 6人 ・任期 2年 ・報酬 会 長 (日)11,000円 副会長 (日)9,000円	藤岡町スポーツ振興審議会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,500円	
大平町体育指導委員会 ・定数 25 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)5,500円	岩舟町体育指導委員会 ・定数 10 人 ・任期 2年 ・報酬 (日)9,000円	藤岡町体育指導委員会 ・定数 12 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年)36,000 円	
大平町公民館運営審議会 ・定数 20 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年)22,000円	岩舟町公民館運営審議会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 会 長 (日)11,000 円 副会長 (日) 9,000 円	藤岡町公民館運営審議会 ・定数 15 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500 円	

おおひら町民ホール運営委員会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)7,500円	岩舟町文化会館運営委員会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 会 長 (日)11,000円 副会長 (日) 9,000円	藤岡町文化会館運営委員会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500 円	
大平町立図書館協議会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・ 報酬 (日)7,500円		藤岡町図書館協議会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日)9,500円	
5 . その他の特別職			
投票管理者 ・報酬 国会議員の選挙等の執行経費の 基準に関する法律(昭和25年法 律第179号)の定めるところに よる			て、新市において引き続
開票管理者 ・報酬 投票管理者に同じ	開票管理者 ・報酬 投票管理者に同じ	開票管理者 ・報酬 投票管理者に同じ	は2町で設置されている ものは、必要に応じて新 市において設置する。
選挙長 ・報酬 投票管理者に同じ	選挙長 ・報酬 投票管理者に同じ	選挙長 ・報酬 投票管理者に同じ	・報酬については、同規模 自治体を参考に調整す
投票立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	投票立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	投票立会人 ・報酬 投票管理者に同じ	<b>వ</b> 。

・報酬 投票管理者に同じ

・報酬 投票管理者に同じ

選挙立会人

・報酬 投票管理者に同じ

・報酬 投票管理者に同じ

選挙立会人

・報酬 投票管理者に同じ

・報酬 投票管理者に同じ

選挙立会人

消防団	消防団	消防団	・消防団の設置については、
・報酬 団長 (年)237,000円	・報酬 団長 (年)226,000円	・報酬 団長 (年)236,000円	協定項目 21「消防団の取
副団長 (年)170,000円	副団長 (年)161,000円	副団長 (年)154,000円	扱い」の協議結果による。
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	本部伝令(年)107,500円	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
分団長 (年)129,000円 副分団長(年)113,500円	分団長 (年)123,500円 副分団長(年)107,500円	分団長 (年)121,000円 副分団長(年)105,000円	
部長 (年)103,000円		部長 (年) 89,000円	
班長 (年) 82,500円	班長 (年) 70,000円	班長 (年) 69,000円	
団員 (年) 67,000円	団員 (年) 57,000円	団員 (年) 52,000円	
代表事務連絡員			・代表事務連絡員、事務連
・報酬 (年)84,000円			絡員については協定項目
1戸×750円			22「行政区の取扱い」の
事務連絡員 ・報酬 1 戸×750 円			協議結果どおり合併時までに調整する。
・ YQBM 1 戸 × 750 円			てに調整する。
交通指導員	交通指導員	交通指導員	
・報酬 (月)50,000円	・報酬 (月)44,000円	・報酬 (月)47,000円	
産業医	産業医	産業医	
・報酬 (年)49,000円 従事回数×30,000円	・報酬 (年)196,800 円 職員数×450 円	・報酬 職員数×450円	
世報等以納喔託員			
・報酬 月額 60,000 円以下で町長が定			
める額			
現年分収納額×100分の2			
滞納繰越分収納額×100 分の 4			
口座振替勧誘数×500円	10 th 4. S		
保健委員	保健委員		
・報酬 代表保健委員 (年)18,000円	・報酬 (年)3,500円 1世帯×200円		
1 戸×160 円	│ │ │		
保健委員 1 戸 × 160 円			
母子保健推進員	母子保健推進員	母子保健推進員	·
・報酬 (年)100,000円	・報酬 (年)22,000円	・報酬 (年)30,000円	

町医 ・報酬 (年)49,000 円		
従事回数×30,000 円	 	
	・報酬 (日)30,000円	・報酬 (日)30,000円
保育所嘱託医 ・報酬 従事回数×30,000 円 児童数×450 円	保育所嘱託医 ・報酬 (年)45,000 円 児童数×450 円	保育所医 ・報酬 (年)47,700 円 児童数×450 円
	民生委員協議会 ・報酬 会 長 (年)118,000円 副会長 (年)96,000円 委 員 (年)91,500円	
福祉委員 ・報酬 会長 (年)57,000円 委員 (年)32,000円		社会福祉委員 ・報酬 会 長 (年)116,000円 副会長 (年) 93,000円 委 員 (年) 84,000円
介護保険調査嘱託員 ・報酬 月額 171,000 円以内で町長が定 める額		
保健業務嘱託員 ・報酬 日額 7,920 円以内で町長が定め る額		
看護業務嘱託員 ・報酬 日額 7,920 円以内で町長が定め る額		
隣保館相談員 ・報酬 (月)22,000円		
校医 ・報酬 (年)196,800 円 児童・生徒数×450 円	学校医 ・報酬 (年)196,800 円 児童・生徒数×450 円	校医 ・報酬 (年)196,800 円 児童・生徒数×450 円
・就学時健康診断報酬 従事回数×30,000 円 児童数×450 円	・就学時健康診断報酬 従事回数×30,000 円 児童数×450 円	・就学時健康診断報酬 従事回数×30,000 円 児童数×450 円

C 010 621—	1	T
学校歯科医	学校歯科医	学校歯科医
・報酬 学校医に同じ	・報酬 学校医に同じ	・報酬 学校医に同じ
学校薬剤師	学校薬剤師	学校薬剤師
・報酬 (年)63,000 円	・報酬	・報酬 (年)65,000円
	児童生徒数 500 人超 (年) 56,000 円	
	児童生徒数 500 人以下 (年) 50,000 円	
外国語指導助手	外国青年英語指導助手	外国青年英語指導助手
・報酬 月額 350,000 円以内で教育委員	・報酬 月額 350,000 円以内で教育委員	・報酬 月額 350,000 円以内で教育委員
会が定める額	会が定める額	会が定める額
学校評議員	学校評議員	学校評議員
・報酬 (年)15,000円	・報酬 (年)10,000円	・報酬 (年) 15,000円
教育相談員	教育相談員	教育相談員
・報酬 月額 149,000 円以内で教育委員	・報酬 (日)8,000円	・報酬 (日)9,500円
会が定める額		
	公民館館長	
	・報酬 月額 240,000 円以内で教育委員	
	会が定める額	
	文化会館館長	
	・報酬 月額 240,000 円以内で教育委員	
	会が定める額	
郷土資料館名誉館長		
・報酬 (年)50,000円		
勤務 1 時間 × 1,000 円		
社会教育指導員	社会教育指導員	社会教育指導員
・報酬 	・報酬 (月)143,500円	・報酬 (月)135,000円
一 般 (月)135,000円		
同和対策 (月)149,000円		
生涯学習推進指導員		
・報酬 月額 135,000 円以内で教育委員		
会が定める額		
少年補導員		
・報酬 (日)7,500円		
学芸嘱託員		
・報酬 月額 148,000 円以内で町長が定		
める額	]	

中央公民館夜間管理嘱託員 ・報酬 日額 4,300 円以内で町長が定め る額		
南体育館管理嘱託員 ・報酬 日額 6,880 円以内で町長が定め る額		
スポーツ推進員 ・報酬 (日)5,500円		